【任意組合】税務上の取扱い③

4. 組合員の組合損失の取り込み規制

【法人組合員の場合】

組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価額とされている場合

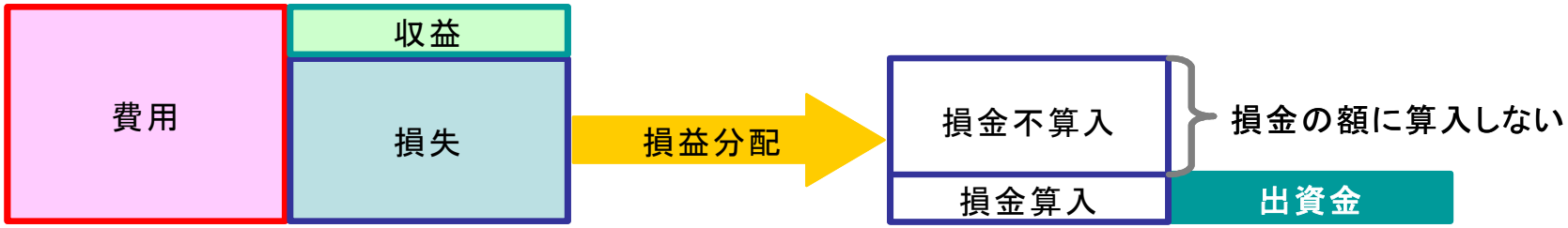

収益保証契約等により組合事業が実質的に欠損にならないことが明らかな場合

【個人組合員の場合】

不動産所得を生ずべき事業を行う組合契約の個人の組合員（組合の重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら行う組合員を除く）の当該組合事業に係るその年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失はなかったものとみなす。